

県民せいきょう岡保きらめき あったかホーム 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、福井県民生活協同組合が開設する指定認知症対応型通所介護事業所及び介護予防認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「通所事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護従業者」という。）が、要支援又は要介護状態（以下「要介護状態等」という。）になり認知症を有する高齢者等に対し、適正な認知症対応型通所介護サービス及び介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下「通所サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護従業者は、要介護状態等になり認知症を有する利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、認知症状や心身の特性等を踏まえ、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な援助を行う。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 生協組合員や地域住民のボランティアな活動と連携した生協らしい活動をすすめる。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 県民せいきょう岡保きらめきあったかホーム
- (2) 所在地 福井県福井市曾万布町7字18番1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する介護従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の介護従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 2名
生活相談員は、事業所に対する指定認知症対応型通所介護及び指定認知症対応型介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の介護従業者と協力して通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 介護職員 3名以上

介護職員は、必要な日常生活上の世話をを行う。

- (4) 機能訓練指導員（看護職員） 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、本事業所が特別に定めた場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 定休日 日曜日および12月31日から1月3日
- (3) 営業時間 9時から17時までとする。但し、時間延長サービス体制が対応可能とする。

（事業の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日 12人とする。

（事業の内容）

第7条 通所サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談
- (2) 食事・排泄・入浴などの介助
- (3) 個別機能訓練・レクリエーション
- (4) 送迎サービス

（事業の利用料等及び支払いの方法）

第8条 介護サービスを受ける時に支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に記された割合を乗じた金額とする。ただし、介護保険料の滞納等がある場合（給付額減額措置）にはこの限りではない。

2 次に掲げる項目について、重要事項説明書に掲載の料金により支払いをうける。

- (1) 食事代（昼食代・飲料・菓子など）
- (2) キャンセル代
- (3) 教養娯楽費やおむつ等の費用
- (4) 延長利用料
- (5) その他、通所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用

3 第3項から第8項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）をうけるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、福井市の地域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は通所サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、認知症状及び心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 従業者は、通所介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うものとし介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

（緊急時等における対応方法）

第11条 介護従業者等は、通所サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。
- 3 非常災害訓練においては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 事業所は、当該事業所の実施地域等を勘案し、自ら適切な通所サービスを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

（通所サービスの利用契約）

第14条 事業所は、通所サービス提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び介護従業者等の健康管理等）

第15条 事業所は、通所サービスに使用する施設や備品を清潔に保持し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第16条 介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、当該介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護従業者との雇用契約の内容とする。

（地域との連携など）

第17条 認知症対応型通所介護事業者は、その運営にあたっては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

（認知症対応型通所介護計画書の作成等）

第18条 事業所は、居宅サービス計画書が作成されている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明し、同意を得るとともに、当該認知症対応型通所介護計画、又は認知症対応型介護予防通所介護計画を利用者に交付する。

- 2 事業所は、認知症対応型通所介護計画、又は介護予防認知症対応型通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（サービスの提供記録）

第19条 介護従業者は、通所サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所サービスについて、介護保険法第41条第6項及び介護保険法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第20条 管理者は、提供した通所サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を2名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 利用者の苦情に関して、市町、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

（虐待防止に関する事項）

第21条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に開催すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第22条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録を整備すること。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

する。

3 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること

（ハラスメント対策の強化）

第23条 事業者は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第24条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、および異常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第25条 事業者は、当該指定認知症対応型通所介護において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施する。

（損害賠償）

第26条 事業所は、利用者に対する通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

2 本事業の実施にあたり損害賠償保険に加入するものとする。

（研修について）

第27条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

（記録の保存）

第28条 施設および設備構造、介護従業者並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する通所介護計画並びに介護予防通所介護計画、具体的なサービス内容等の記録、市町への通知に係る記録、苦情や事故に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第29条 介護従業者等は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

2 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本組合が定めるものとする。

3 事業所は指定認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附則

この規定は、平成25年 5月 1日より施行する。

平成25年10月16日 一部改定

平成26年 1月 1日 一部改定

平成27年 4月 1日 一部改定

平成27年 8月 1日 一部改定

平成27年11月15日 一部改定

平成30年 4月 1日 一部改正

令和2年 4月 1日 一部改正

令和3年 4月 1日 一部改正

令和4年 11月 1日 一部改正

令和6年 4月 1日より施行する